

住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽熱利用設備設置費 補助金の交付申請をされる方へ

- 申請者が、実績報告書提出時点までに設備設置を行う家屋の所有者(原則として登記簿上の所有者)であることが条件となります。

(但し、所有者の方が既に死亡されている場合は相続人であること、未登記家屋の場合は、当該家屋の公課証明等で所有者であることが確認できる必要があります。)

交付申請者と家屋の所有者とが異なる場合は、補助の対象外です。

- 工事着工は、本町の補助金交付決定日以降に行ってください。

補助金交付決定日の前に工事着工している場合は、補助の対象外です。

交付申請は、工事着工の少なくとも10日以上前までを目安に行ってください。

- 設置工事は、2月末までに完了してください。
(稼働検査ができる状態が完了となります。)

実績報告書は、設置工事完了から30日以内又は当該年度3月11日(月)までのいずれか早い日まで
に提出することが必要です。

吉富町住宅用太陽光発電設備及び住宅用太陽熱利用設備設置費補助制度のご案内

環境にやさしいまちづくりと地球温暖化の防止のため、住宅用太陽光発電設備と住宅用太陽熱利用設備を設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 申請の受付

平成30年4月16日(月)～平成30年11月30日(金)まで、予算の範囲内で先着順に受け付けます。(申請期間内であっても、予算額に達した時点で受け付けを終了します。)

吉富町役場住民課まで申請書をご持参ください。

2. 補助金の額

補助対象となる設備を重複設置する場合は、対象設備の額のいずれか多い方の額となります。また、未使用の設備が対象であり、中古品や展示品等は補助対象外です。補助金の交付回数は、太陽光、太陽熱の種類を問わず1回限りです。

(A)住宅用太陽光発電設備

5万円に設備を構成する太陽電池の出力の合計値(KW 表示の少数点以下2桁目を切り捨て)を乗じた額。ただし、限度額20万円。

※対象システムは太陽電池出力10KW 以下のもの

(B)住宅用太陽熱利用設備

一律2万円

3. 補助対象となる住宅

自己の居住の用に供する吉富町内の専用住宅

※併用住宅、共同住宅、借家は対象外

4. 補助金の交付対象者

町税を滞納していない方で、下記の条件を満たす方

- ・町内に住所を有し、住宅を所有又は住宅を建築している者
- ・町内に住所を有し、以前に本補助金の交付を受けていない者又は世帯
- ・町内に住所を有しない場合は、実績報告書を提出する時点において本町に住所を有することが明らかである者

5. 対象設備の設置時期(工事着工日から工事完了日)

(1)工事着工日

工事着工日は、交付決定通知の日以降です。その日以前に工事着工した場合、理由を問わず補助金の交付は行いません。

(2)工事完了日

当該年度の2月末までに完了すること。

6. 実績報告書の提出時期

対象設備の設置工事が完了した日から30日以内又は当該年度の3月11日(月)までのいずれか早い日まで。

7. 設置後の提出書類及びエコへの取り組みの報告(1年間)

「ふくおかエコライフ応援BOOK～福岡県環境家計簿～」への記帳を通じてエコライフに取り組んでいただきます。

8. お問い合わせ

吉富町役場住民課 TEL 0979-24-1124